

入間市手数料条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務の種類			金額	事務の種類			金額
1～44 略				1～44 略			
45	建築基準法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	27,000円	45	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	27,000円
46	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円				
47	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	120,000円				
48～76 略				46～74 略			
備考 略				備考 略			